

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

福祉用具貸与事業所の皆様へ

平成30年4月17日付けで厚生労働省より通知された「平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」でお知らせしたとおり、福祉用具の全国平均貸与価格の上限について本年7月に公表されました。

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省及び公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。(貸与件数が月平均100件未満の商品は除く)

2 平成30年10月以降の留意事項について

(1) 福祉用具専門相談員による全国平均貸与価格の説明について

平成30年10月以降、福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなります。利用者への説明に当たっては、上記1により公表された全国平均貸与価格を御活用いただきますようお願いいたします。

(2) 介護給付費請求について

平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないため、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることもあり得ますが(例えば、福祉用具届出コードを有する商品がTAISコードを取得する等)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、御留意いただきますようお願いいたします。

(注) 商品コードの記載に係る留意事項等については、「平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」(平成30年4月17日事務連絡)の「3商品コードの介護給付費明細書への記載について」を御参照いただきますようお願いいたします。

(介護保険最新情報 Vol.663 より抜粋)

3 商品コードの介護給付費明細書への記載について

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、上記2により公表された商品コードを御確認の上、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、実際に貸与する月に付与・公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

(介護保険最新情報 Vol.650 より)



平成30年10月サービス分以降、請求されたサービス単位数が福祉用具商品コード上限値マスタの上限単位数を超えている場合、

140A『福祉用具商品コードの上限単位数を超えています』

(新規エラーコード)により返戻になりますのでご注意ください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。